

No.12  
2003年11月4日号

各チームの購読料はチ  
ーム登録料に含まれてい  
ます。定価（一部50円）

熊本県サッカー協会だより

発行／熊本県サッカー協会  
〒860-0831  
熊本市八王寺町9-60  
TEL 096-334-5565  
FAX 096-334-5568  
発行者／©広報記録委員会  
石丸 捷一

第22回 熊本県女子サッカー選手権大会 兼 九州女子サッカー選手権大会(県予選)

熊本ユナイテッドSCフローラ 優勝

決勝戦を戦して勝ったことを左記に記す。MELSA熊本は体格で小さく、熊本ユナイテッドSCは体も大きくなり、運動量も多く体力勝ちした。見た。又熊本ユナイティッドはスライディングなどで多く使い、体力で勝利したといつても過言ではないと思われる。

技術的には両チームに甲乙つけがたいと思われMELSAの選手の体格待ちと見た。

一回戦　スポーツの森大津マリノス1対〇  
宇土鶴城中  
二回戦　スポーツの森大津マリノス11対〇  
学園大付属高校、MFC  
LSA熊本4対OFC  
○代表決定戦  
宇城

九州女子サッカー  
手権大会は10月25日  
日福岡県で開催され  
が九州女子サッカーリー  
ーグ前期2位で出場権  
を持つ熊本ユナイテッド  
DSCと代表決定戦に  
勝ったMELSA熊本  
が出席する。

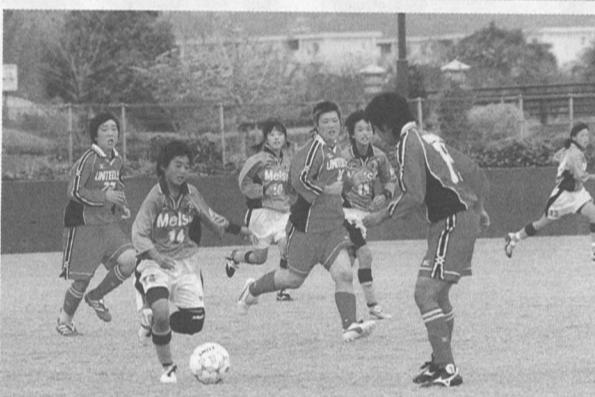
第22回熊本県女子サッカー選手権大会は、  
月20日と23日菊池郡・城町町民総合運動公園で行われた。



←左は後半攻め上るメルサ



←赤がユナイテッド  
青がメルサ



A black and white photograph capturing a moment during a youth soccer match. In the center-right, a player wearing a dark jersey with the number 10 is running towards the goal. To his left, another player in a light jersey with the number 1 is near the goal line. On the far left, a player in a dark jersey with the number 8 is looking towards the action. In the background, a player in a dark jersey with the number 7 stands near the goal. The goal itself is open, with its net visible. The scene is set on a grassy field under a clear sky.

平成15年9月12日から静岡県で行われた国民体育大会サッカーは本県より少年男子のみが出場する、大津高校を中心とするメンバーチーでその他ルートル学院、専修大学玉名高校、学園大付属高校、能本商業高校の選抜チームで国体に臨んだ。

一回戦は、夏の金沢での強化遠征で対戦したことのある秋田県で熊本を追いかける展開となるだろうと予想されたが相手は、三一五二でコンパクトなサ

ツカ一で攻撃を仕掛けってきた。

しかし、秋田県は、決定的なチャンスを物にできず、逆に熊本は両サイドを基点に攻め上るがこれも決定的機会を決められないまま延長戦に入った。

前半三分に右側から突破をする永田に対し、守備が付いて行けずペナルティーエリアで反則を秋田県が犯し、PKを決め初戦を突破した。

翌日二回戦は愛知県と対戦。秋田と同じシ

ステムであるがサイドエンジを多用し、ショートパスを繋ぐサッカーレスを愛対して熊本の守備が乱れ始めて先制点を奪われる。その後やや優位に熊本はリズムを取り戻しパスワークもよくなり後半に得点するが相手もカウンターから追加点を奪う。

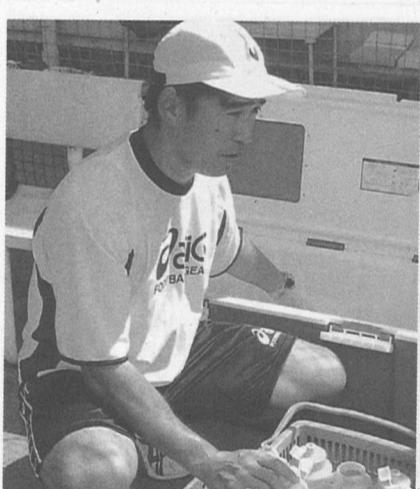
その後熊本は退場者が出て追加点を許してしまう。

何とか守り抜いた愛知県が四対二で勝利を収めた。今大会で練習

会場を提供していただき、清水エスパルスいたと長年熊本の国体チケットの影の支えとして尽力くださっている池木トレーナーに深く感謝したい。特に飲料水やボトルの殺菌消毒に至るまで綿密に準備から選手の体調管理まで本当に頭の下がる思いである。この経験を若い指導者にも繋げていければ幸いである。

# 熊本選抜（少年男子）8強ならず

## 平成十五年度 静岡若富士国民体育大会



↑影の力となって支えてくれた  
池本則之トレーナー



↑後半戦攻め上がる熊本チーム

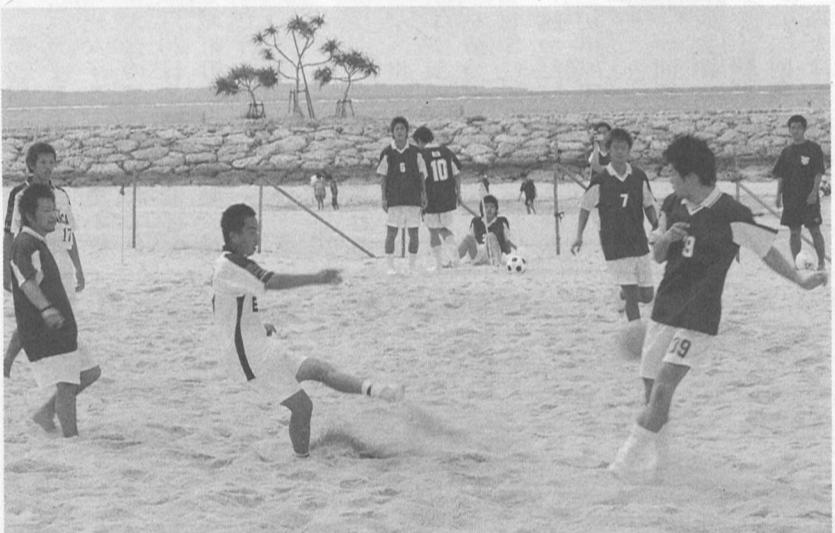
## 第8回 JAPANチャンピオンシップ 恩納全国大会

FC · ESPERANCA 準優勝

沖縄県恩納村のサンマリーナホテルビーチ特設会場で10月12日(日)開催された。本県からステインガーとF.C.エスペランサ熊本の2チームが参加した。沖縄県外代表の9チームと地元より7チームの計16チームで予選リーグの後8チームによる決勝トーナメントが行われた。

決勝戦は前年度3位のTeamWEST(沖縄)との対戦となつた。前半は2-1後半戦は2-3で延長戦へ、延長後半2分でVゴル負け、この決勝戦は両チームのキーパーが好セーブを連発した。

社会人部会ビーチ担当光永誠司



→前半シユートをするアルエット熊本前半  
3対0、後半1点返されるがトータルで  
3対1で快勝して九州リーグ全日程を終了する。



JFAレディスサッカーフェスティバル2003 inくまもと

ールドカップTM開催記念事業として、18才以上の女性を対象に、レディースサッカーの普及および、サッカーチームを通じて友好と親睦を深めることを目的に10月13日(祝日)大津町運動公園(多目的広場)で開催された。

参加資格は18才以上の女性で、一人でも参加可能という気軽さもあり、「日頃は、息子に声援を送るだけ。」年齢層も参加動機も様々な、だけど元気いっぷぱいの女性約100名が参加して、珍プレー好プレーを連発し、8人制のグループトーナメントでスポーツの秋を満喫した。

参加チーム

	チーム名	代表者	参加人数
1	USCスィートキャンディーズ	西山 和子	16
2	宝塚コスマスチーム	戸屋 末子	16
3	USC・Carchans	吉田 雅美	9
4	植木レディース	恵 義秋	11
5	ひごたいクラブ	石原 賴子	15
6	スポーツの森・大津マリノス	藤田由美子	6
7	スポーツの森・大津まよりのす	藤田由美子	10
8	矢部FCフィーバーズ	池田 美穂	15
9	城山FCレディース	岩崎 珠美	6
		合計人数	104

第31回 九州サッカーリーグ戦は10月5日(日)終了

九州リーグ終了 アルエット5位 ランザ10位

リーグ戦は10月5日(日)大津町多目的広場で終了する。県勢のアルエット熊本は5位、ランザ熊本は10位で共に最終戦は白星で飾った。アルエット熊本は昨年はJFLで活躍したがJFLの入替戦もすべて5位に終わった。  
最終順位 ①沖縄かりゆしFC、54点 ②ヴォルカ鹿児島、51点 ③新日鉄大分、48点 ④二ユーワエブ、42点 ⑤アルエット熊本、41点 ⑥ホンダロッカ、31点 ⑦サン宮崎FC、29点 ⑧海邦銀行SC、26点 ⑨三菱重工長崎、24点 ⑩ランザ熊本、22点 ⑪九州INX、17点 ⑫京セラ川内、11点 以上。  
(沖縄かりゆしFC、ヴォルカ鹿児島は11月14日徳島県で全国大会に出場する)



第58回 熊本県民体育祭 熊本市大会 サッカー競技

# 八代市三連覇

第58回熊本県民体育大会サッカー競技会(6人制)は平成15年9月20日(土)21日(日)熊本県総合運動公園サッカー場・スポーツ広場で行われた。

ベスト4には八代市、玉名郡、菊池郡市、八代郡が勝ち進み準決勝二試合は21日(日)セカイ一場で行われ、八代市VS玉名郡は3対1で八代市の勝ち、八代市と菊池郡市も3対2で八代郡が勝ち決勝戦に進んだ。

決勝戦は八代市VS八代郡の対戦となり前半4-1と八代市がリードしたが後半0-3となり同点のため延長戦となつたが後半3点を入れて八代市が三連覇をなし遂げた。



白八代市、青八代郡↑

# 法人化について 5

(3) 平成15年11月4日 火曜日

熊本県サッカー協会は平成16年度から社団法人化する計画をしています。サッカー協会が目指している社団法人は公益社団法人のことです。それは、社員と呼ばれる構成員が存在し、基本的事項が定款により定められ、社員全員で構成される社員総会が最高の意思決定機関であること、等の特徴を持っています。

現在国内の県単位のサッカー協会で法人化している所は静岡県サッカー協会をはじめ10協会あります。最近は大分県サッカーリー協会も各県協会の法人化を推進しており、協会組織の社会的信用向上によるサッカーの発展や公益に関する事業への参加によるスポーツ振興への貢献を目指しています。社団法人にするメリットはどんなものか挙げてみましょう。まず、第1に法に定められた法人運営や情報公開を行うことにより組織基盤がしっかりとして社会的信用が得られるること、第2に寄付行為が認められること、第3に各種契約が法人名で締結できること、などが挙げられます。法人化に当たっては数千円の基本財産の確保が必要となります。サッカー愛好者を

連絡ください。  
以下は定款の原案です。  
34-5565  
会事務局 (096-3

質問やお気付きの点があれば県サッカー協会事務局(096-3

熊本サッカー発展のためには今こそ法人化が必要なときです。ぜひひとも皆様の協力を頂いて法人化実現を加速させたいと思いま

した。熊本サッカー協会は今年度から設立プロジェクトチームを立ち上げて法人化実現に向かけた取組みを開始しま

す。

## - 定 款(案) -

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は社団法人熊本県サッカー協会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本県熊本市八王寺町9番60号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、熊本県のサッカー界を統括し、代表する団体としてサッカー競技の普及及び振興をはかり、財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって熊本県民の豊かなスポーツ文化の振興、青少年の健全育成並びに県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーの競技会の開催、運営に関すること。
- (2) サッカー指導者の養成及びサッカー競技者の育成強化を図ること。
- (3) サッカー技術の普及と研究及び指導に関すること。
- (4) 審判技術の普及と研究及び審判員の養成並びに登録に関すること。
- (5) サッカーにおける医科学知識の普及及び向上に関すること。
- (6) 熊本県を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること。
- (7) サッカーを通じての国際交流に関すること。
- (8) サッカーに係るチーム、選手及び監督の登録に関すること。
- (9) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (10) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること。
- (11) 熊本県サッカー界を代表する唯一の団体として財団法人日本サッカー協会及び九州サッカー協会並びに財団法人熊本県体育協会に加盟すること。
- (12) サッカーに関する広報及び普及に関すること。
- (13) 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関すること。
- (14) サッカー施設の管理運営及び拡充整備に関すること。
- (15) サッカー以外のスポーツ団体と連携協力し、スポーツの振興を図ること。
- (16) その他目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 会 員

#### (会員の資格)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

#### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長に第7条に規定する入会金に添えて会長が別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる者とする。

#### (入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金5,000円
- (2) 賛助会員 1口 金5,000円
- 2 この法人の会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 年額 金5,000円
- (2) 賛助会員 年額1口 金10,000円
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

#### (会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見、補佐、補助開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 会費を納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

#### (退会)

第9条 会員で退会しようとするときは、理由を付して会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。この場合において、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の会員として定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

### 第4章 役員および職員

#### (役員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 30人以上37人以内とする。
- 監事 2名
- (2) 理事のうち、会長1名、副会長若干名、専務理事1名とする。

#### (役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長、副会長及び専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、相互に親族その他特殊の関係にある者であつてはならない。

#### (理事の職務)

第14条 会長、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

#### (監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は熊本県教育委員会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会もしくは理事会の招集を請求し、又は招集すること。

#### (役員の任期)

第16条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防ぐ。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員の解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員の3分の2以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。この場合においては、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

## (役員の報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 役員の報酬は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## (職 員)

第19条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。職員は、有給とする。

**第5章 名誉会長、名誉副会長及び顧問**

## (名誉会長、名誉副会長及び顧問)

第20条 この法人に名誉会長、名誉副会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。

**第6章 会 議**

## (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

## (総会の権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

## (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

## (総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

## (総会の議長)

第25条 通常総会及び臨時総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

## (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

## (総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

## (議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印をしなければならない。また、議事録を電磁的方法により記録した場合には、議事録署名人が電子署名を行うものとする。

**第7章 理 事 会**

## (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

## (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## (理事会の招集)

第32条 理事会は、毎年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求さ

れたとき、又は第15条第4号の規定により、監事から招集の請求があったときは、会長は、その請求のあった日から14日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、少なくとも7日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

## (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

## (理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

## (理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (議事録)

第36条 すべての会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。また、議事録を電磁的方法により記録した場合には、議事録署名人が電子署名を行うものとする。

**第8章 財産及び会計**

## (財 産)

第37条 この法人の財産は、次のとおりとする。

(1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生じる果実

(5) 寄付金品

(6) その他の収入

## (財産の区分)

第38条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

## (財産の管理)

第39条 この法人の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て郵便官署又は銀行等への定期預金等確実な方法により保管しなければならない。

## (基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会において3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

## (事業に要する経費)

第41条 この法人の事業遂行に要する経費は、入会金、会費、事業に伴う収入及び財産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

## (事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会において3分の2以上の議決を経て、熊本県教育委員会に報告しなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

## (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。



